

平成22年5月14日

各位

ジャックス債権回収サービス株式会社
代表取締役社長 黒部 友成

法務省による業務改善命令に関するお知らせ

弊社は、平成22年5月14日、法務省より、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定に基づく業務改善命令を受けました。

本件に関して、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けすることとなり誠に申し訳なく、心からお詫び申し上げます。

弊社は、このたびの業務改善命令の内容を真摯に受け止め、全力で改善に取り組むとともに、内部統制の充実・強化、および法令遵守態勢の構築を図り、再発防止に努めてまいり所存でございます。

皆様におかれましては、今後とも、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1. 業務改善命令の内容について

法務省による業務改善命令の内容は、以下のとおりでございます。

内部統制の充実・強化を図ること。

法令遵守態勢の構築を図ること。

本命令の発令日から1か月以内に、上記及びにに関する改善措置の具体的内容及びその実施時期を明らかにした業務改善計画を策定し、その内容を書面で報告すること。

上記の業務改善計画を計画どおりに実施すること。

上記の業務改善計画の実施が完了するまでの間、その実施状況を3ヶ月ごとに報告すること。

2. 改善策について

業務改善命令に対する改善策については、以下の内容を骨子に、具体的な改善策およびその改善計画を早急に決定し、確実に実行いたします。

内部統制の充実・強化に取り組む経営姿勢を社内において明確化いたします。

業務の遂行に必要な社内規則を再整備し、社員全員が遵守する態勢を構築いたします。

業務を適切に分離・分担させることにより、役職員の権限・責任を明確化し、相互牽制が有効に機能する組織態勢を構築いたします。

過誤事例や不備事例が発生した場合には、原因を分析し、その分析結果に基づき再発防止策等を策定したうえ、当該再発防止策等を迅速かつ確実に実行する態勢を構築いたします。

上記の態勢の実効性を確実に検証できる内部監査態勢を構築いたします。

役職員が、法令を正しく理解し、確実に遵守することのできる態勢を構築いたします。

以上